委　託　設　計　書

課　長	係　長	照　査	設　計

令和 8年度　　設計年月 令和 8年 9月　　工期　令和 9年 2月26日

委　託　名　地下タンク点検整備委託（ポンプ施設）

委　託　場　所　京都市伏見区北端町地内
住吉ポンプ場　他７か所

委　託　料　金　　円

委　託　価　格　　円
消費税及び
地方消費税相当額　　円

京 都 市 上 下 水 道 局

内 訳 書 （ 総 括 ）

委 託 名	地下タンク点検整備委託（ポンプ施設）							
費　目	工　　種	種　　別	単位	数　量	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
委託料								
	機械設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び地方消費税相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

委託名	地下タンク点検整備委託（ポンプ施設）								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
委託料									
直接費									
	材料費		式	1					
	計								［材料費］
	一般労務費		式	1					
	計								［労務費］
	複合費		式	1					
	計								［複合費］
	直接費計								直接費

内 訳 書

委託名	地下タンク点検整備委託（ポンプ施設）								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
直接経費									
	直接経費		式	1					
	その他		式	1					
	直接経費計								直接経費
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									

内 訳 書

委託名	地下タンク点検整備委託（ポンプ施設）								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和08年度

地下タンク点検整備委託（ポンプ施設）

特　記　仕　様　書

京都市上下水道局下水道部　ポンプ施設事務所

第　1　章　　総　　則

1　適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2　用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

⑴　指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。

⑵　承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。

⑶　協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

⑷　設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3　委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4　疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5　法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

⑴　京都市上下水道局契約規程

⑵　労働基準法

⑶　労働安全衛生法

⑷　下水道法

⑸　建設業法

⑹　建築基準法

⑺　電気事業法

⑻　その他関係法令、例規等

6　書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7　現場代理人等

⑴　受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。

⑵　現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8　適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

⑴　日本産業規格(JIS)

⑵　日本下水道協会規格(JSWAS)

⑶　日本水道協会規格(JWWA)

⑷　機械学会設計基準

⑸　日本電機工業会標準規格(JEM)

⑹　電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)

⑺　電気設備に関する技術基準

⑻　その他関係規格及び基準

9　励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止･火気厳禁･使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

１０　指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

⑴　委託の施行順序・方法・工程

⑵　委託に使用する仮設物

⑶　既設の機器設備の運転・停止に関すること

１１　関係監督官庁への許認可申請等

⑴　法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

⑵　関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

１２　納入材料及び機器

⑴　委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。

⑵　委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

１３　電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

１４　既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

１５　運搬及び保管

⑴　破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。

⑵　各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

１６　委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

１７　建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのＡ票、Ｂ２票、Ｄ票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、５年間保存しなければならない。

１８　安全管理

⑴　受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。

⑵　受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。

⑶　受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。

⑷　受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。

⑸　受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。

⑹　受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

１９　受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

⑴　軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業

⑵　各検査・試験及び写真撮影

⑶　委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力

⑷　現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去

⑸　委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理

⑹　関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

２０　施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

２１　段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

２２　完了検査

⑴　委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。

⑵　完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。

⑶　検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

２３　損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

２４　委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はＡ４版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、Ａ４版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで５年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管 第 6 号）に基づき実施しなければならない。

２５　雑則

⑴　受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

⑵　本仕様書の第２章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第１章に優先する。

⑶　水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。

⑷　受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第　２　章　　細　　則

１　委託概要

本委託は、「消防法第十四条の三の二」に基づき、住吉ポンプ場他７か所に設置されている地下タンク貯蔵所（雨水ポンプ用ディーゼル機関及び自家発燃料重油用）等の定期点検を行うものである。

２　委託場所

京都市伏見区北端町地内	住吉ポンプ場
京都市伏見区竹田中島町地内	砂川ポンプ場
京都市南区吉祥院流作町地内	西京極ポンプ場
京都市伏見区醍醐大構町地内	池田ポンプ場
京都市南区久世東土川町地内	久世ポンプ場
京都市伏見区羽束師古川町地内	羽束師ポンプ場
京都市南区上鳥羽塔ノ森柴東町地内	川田川ポンプ場
京都市伏見区桃山町大島地内	和泉ポンプ場

３　完了期限

完了期限は令和９年２月２６日（金）とする。

４　作業時間

現場作業は土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く平日の午前８時３０分から午後５時までとする。

５　地下タンク貯蔵所仕様

設置場所	容量	内容物
住吉ポンプ場	２０，０００L	A重油
砂川ポンプ場	３０，０００L	〃
西京極ポンプ場	３０，０００L	〃
池田ポンプ場	３０，０００L	〃
久世ポンプ場	５０，０００L	〃
羽束師ポンプ場	６，０００L	〃
川田川ポンプ場	６，０００L	〃
和泉ポンプ場	４，０００L	〃

6　委託内容

（1）　「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（消防危第４８号）における「別記５　地下タンク貯蔵所点検表」に準拠し、地下タンク貯蔵所等の定期点検を行うこと。

（2）　和泉ポンプ場の地下タンク貯蔵所及びサービスタンク内のＡ重油を全量抜取り、再使用分とスラッジ分に分離後、地下タンク貯蔵所内の清掃を実施すること。

なお、地下タンク貯蔵所内の清掃作業は、酸素欠乏危険作業となるため、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、適切な措置を行うこと。また、サービスタンク等で高所での作業となる場合は、墜落制止用器具を必ず着用すること。

（3）　分離後のＡ重油（再使用分）については、監督員の指示する地下タンク（当局所管の他のポンプ場等）へ移送、または、タンクローリにて一時保管し、（２）のタンク内の清掃作業完了後に和泉ポンプ場地下タンクへ戻入するものとする。

（4）　スラッジ分（廃油４００㎏）の収集運搬及び処分を行うこと。処分にあたっては関係法令を遵守すること。また、マニフェストの写しを提出すること。

（5）　「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」（自治省告示第九十九号）「地下タンク貯蔵所等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（消防危第３３号）に準拠し、地下タンク貯蔵所本体及び地下埋設配管の漏えいの有無の点検を行うこと。気相部については「微加圧法」または「微減圧法」、液相部及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻についてはその他の方法によること。

（6）　羽束師ポンプ場で、地下タンクから燃料移送ポンプへの送油配管（32A、SGP）がピット内で腐食しているため、新品配管（PEL：ポリエチレン被覆配管）に取替えを行うこと。取替えの範囲は、次の通りとする。

距離約 1m、エルボ１か所（ねじ込み接続）、両端フランジ２枚（ボルト・パッキン含む）。

なお、ピット内面のモルタル補修及びノンタールエポキシ樹脂塗装も行うこと。縦約 560×横約 460×深さ約 780mm。塗装膜厚は既設同程度とする。

7　その他

（1）　受注者は、契約締結後直ちに委託内容及び作業日程等について、監督員と打合せを行うこと。

（2）　点検時に必要となる開口蓋の取外し及び取付作業等は受注者２人以上で実施すること。

（3）　本委託に従事する作業員は「危険物の規制に関する規則第六十二条の六」により、点検の方法に関する知識及び技能を有する者とすること。

（4）　点検作業により異常個所が発見された場合には、監督員と協議のうえその指示に従うこと。

なお、点検蓋等のボルト・ナット・パッキンが再使用に適さない場合は、受注者の負担で取替えを行うこと。

（5）　本委託にて発生した廃材については、住吉ポンプ場内の監督員が指定する場所に返納すること。また、現場発生品調書を提出すること。

（6）　本委託にて必要な部品及び計測機器は、受注者の責任で準備しなければならない。また、計測器具についてはトレーサビリティー、有効期間等を確認できる資料を提出すること。

（7）　重油の抜き取り作業に伴って必要となる書類を消防署へ届け出ること。

住吉ポンプ場　　京都市伏見区北端町地内

砂川ポンプ場　　京都市伏見区竹田中島町地内

西京極ポンプ場　　京都市南区吉祥院流作町地内

池田ポンプ場　　京都市伏見区醍醐大構町地内

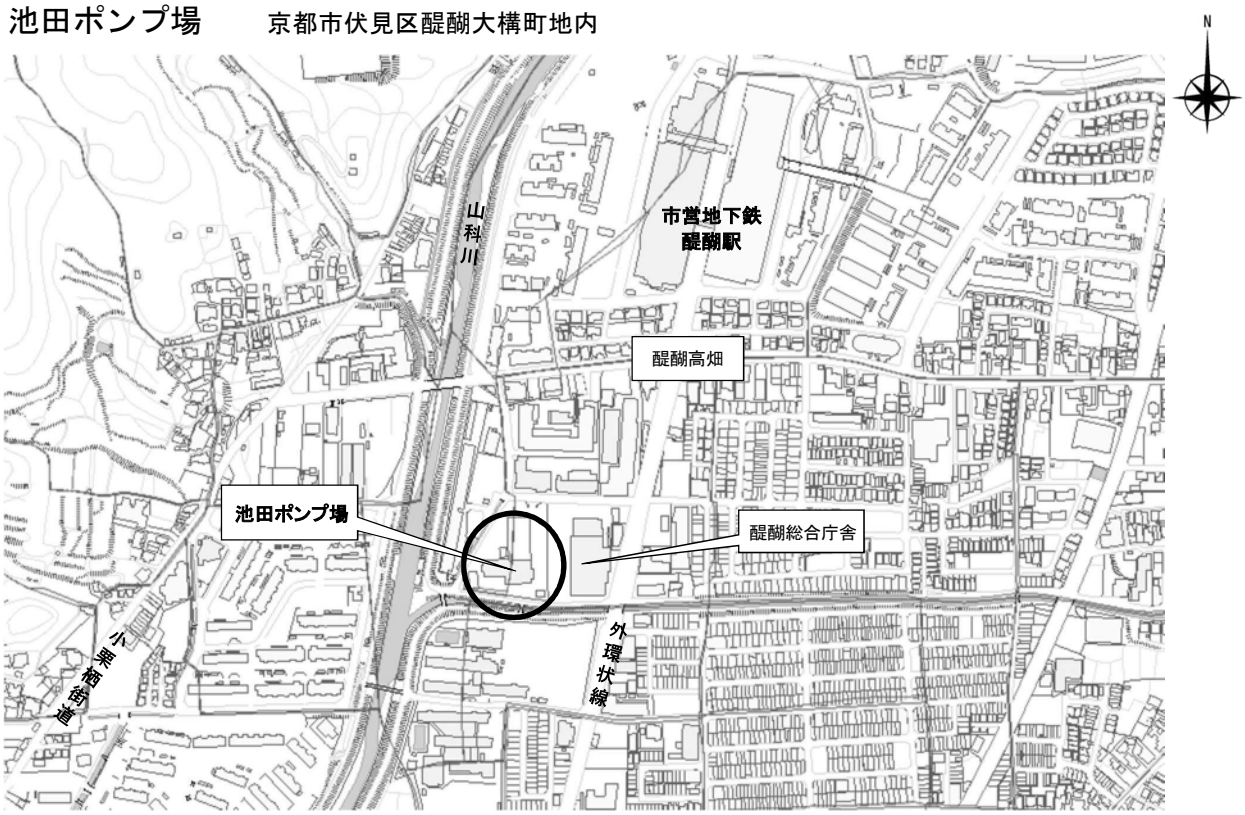

久世ポンプ場　　京都市南区久世東土川町地内

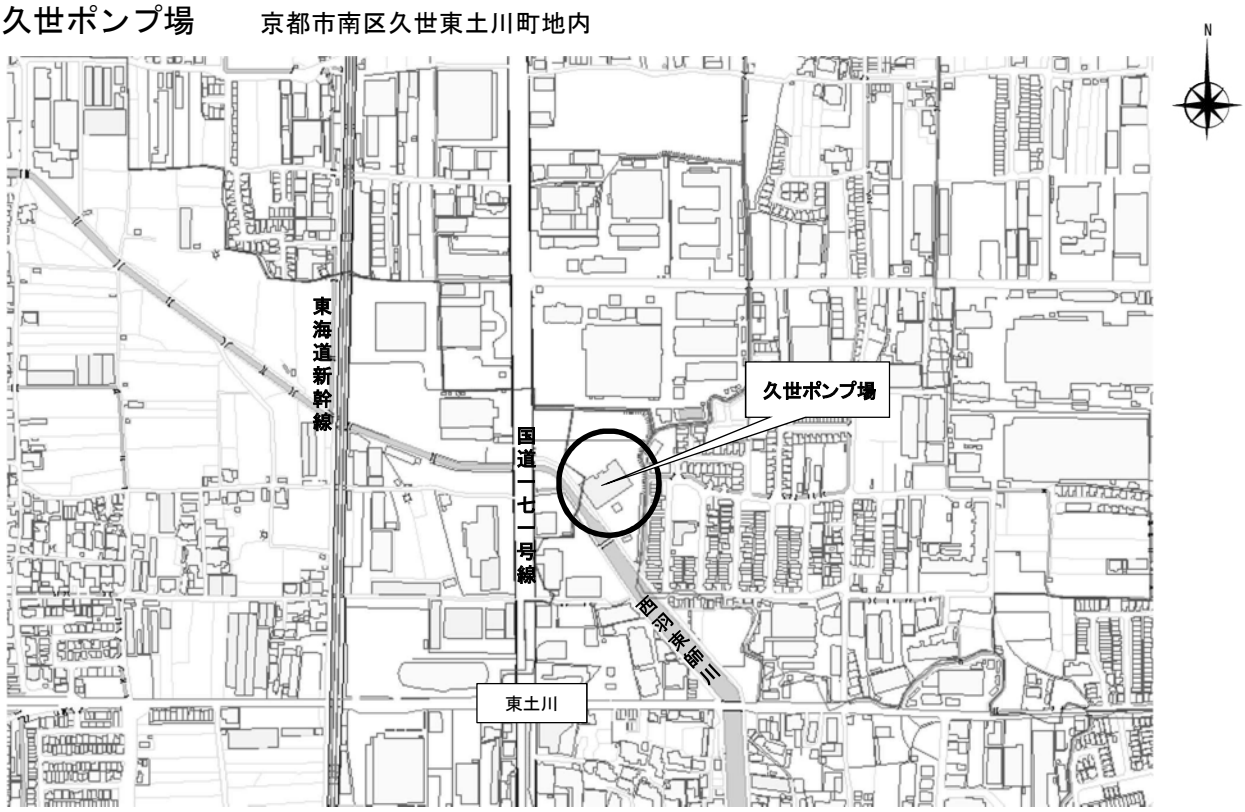

羽束師ポンプ場　　京都市伏見区羽束師古川町地内

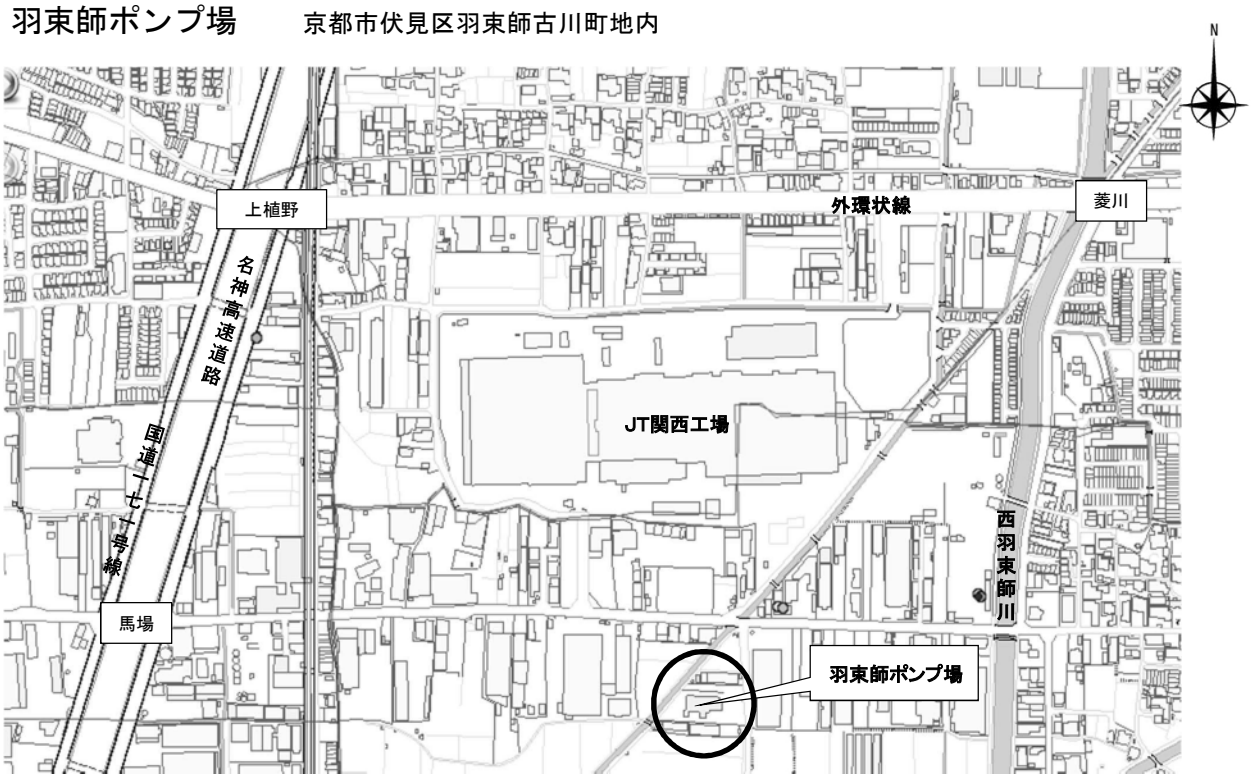

川田川ポンプ場　　京都市南区上鳥羽塔ノ森柴東町地内

和泉ポンプ場　　京都市伏見区桃山町大島地内